

5年水張りルールについてのお知らせ

水田活用の直接支払交付金の対象水田が見直されます！

令和9年度以降、過去5年間に水稲(新規需要米等を含む)の作付けがされず、水張りも行わない水田は、水田活用の直接支払交付金を受給できなくなります。

※ 災害復旧や基盤整備に関連する事業の対象で、水稲の作付けが困難な場合は、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象から除外されません。(事業の期間中のみ)

※ 一度交付対象外になると、原則、交付対象水田に戻ることはありません。

	R4 作付	R5 作付	R6 作付	R7 作付	R8 作付	R9 交付対象	備考
①							R5、6に水稲を作付(新規需要米等も可)
②				1か月間の 湛水管理 			R8までに1か月間水張りを実施
③							過去5年間水稲作付・水張りなし

交付金を継続して受給するには(交付対象水田を維持)

① 水稲を作付けする(輪作体系の確立) 基本

水稲の作付けが困難な場合は...

② 以下のすべてが確認できた場合は水張りを行ったものとみなします。

- 1か月以上の期間、水稲作付けと同程度の湛水管理を行う
 - ・降雨や雪解け水など、天水による湛水は認められません。
 - ・湛水管理は、圃場全体で実施してください。部分的な湛水は認められません。
- 連作障害による収量低下が発生していない

最終 水張り年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	備考
R6										※R11に水稲作付か水張りをしないとR12～対象外
R7				湛水管理 						※R12に水稲作付か水張りをしないとR13～対象外

1か月以上の湛水管理を行う方へ

- 水稲を作付けしない場合は水張りの開始前(2週間前まで)に「水張り(たん水管理)確認申請書」、実施後に「水張り(たん水管理)実施報告書(写真添付)」を柏崎市地域農業再生協議会事務局へ提出してください。

申請様式は近日中にホームページに掲載予定です。



①、②の対応が難しい場合

交付対象水田から除外

(裏面へ)

水稻の作付けや1か月の湛水管理が難しい場合、交付対象水田から除外されます。
※交付金を受給していた農地の場合は、条件を満たすことで、国の支援(畑地化促進事業)を受けられる可能性があります。

畑地化促進事業について

畑作物の需要に応じた生産を促進するため、水田を畑地化し、畑作物の定着等を図る農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、生産が安定する前の一定期間の継続的な支援等を行います。

<おもな支援内容> ※R6年度の単価です

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物 (野菜等)	14.0万円 /10a	・2万円(3万円※)/10a×5年間 または ・10万円(15万円※)/10a(一括) ※ 加工・業務用の野菜等の場合
畑作物 (麦、大豆、飼料作物等)	14.0万円 /10a	・2万円/10a×5年間 または ・10万円/10a(一括)

※事業に該当するかどうかや交付金額については、作付の状況等により異なります。
まずは個別にご相談ください。

畑地化促進事業
農林水産省HP



○水田の取扱いについては、地権者と耕作者の皆さまで十分に協議してください。

※国の方針等により、運用が変更になる場合があります。

【5年水張り及び畑地化に関する問合せ先】
柏崎市地域農業再生協議会
事務局(柏崎市産業振興部 農林水産課内)
電話:0257-21-2295
水田農業推進部会(JAえちご中越 かしわざき営農センター内)
電話:0257-43-9001